

こおりやま広域連携中枢都市圏デジタルパンフレット（音声ガイド搭載）更新業務委託に係る
プロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年7月4日制定
〔政策開発部未来創造課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、こおりやま広域連携中枢都市圏デジタルパンフレット（音声ガイド搭載）更新業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- （2）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、政策開発部次長兼未来創造課長、DX戦略課職員、広聴広報課職員、観光政策課職員、園芸畜産振興課職員とする。

3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

（委員長の職務等）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、政策開発部次長兼未来創造課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（書面審査）

第5条 委員会の審査については、書面審査により実施する。

（選定基準）

第6条 選定基準は、こおりやま広域連携中枢都市圏デジタルパンフレット（音声ガイド搭載）更新業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準に定める。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、政策開発部未来創造課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月4日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。